

平成 26 年 3 月 11 日

各 位

リアルコム株式会社  
代表取締役社長 龍 潤 生  
(コード番号：3856 東証マザーズ市場)  
問合せ先：取締役管理部長 佐々木 司  
電 話 03-6864-4001 (代表)

**ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）  
に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり資金の調達を目的として、当社以外の全株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本件」といい、本件における資金調達方法を、以下「本資金調達方法」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリングとは、新株予約権を、当社を除く全ての株主に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。本件では、株主の皆様にご割り当てられた新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場する予定であることから、本新株予約権の行使を希望されない株主の方は、本新株予約権を市場等で売却する機会を得ることとなります。

一方で、一定の期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却の何れも行うことができなくなります。従いまして、当社といたしましては、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は②本新株予約権を売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきたいと考えております。

当社株主の皆様におかれましては、本書面、本新株予約権に係る有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL: <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）、及び本日公表の「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明（Q&A）（URL: <http://www.realcom.co.jp/>）」等をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいたうえで、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、当社では、本資金調達（増資）の後、引き続き資本政策として平成 26 年 9 月下旬に予定している定時株主総会(以下「総会」という。)での承認を前提とした「減資」を予定しております。本資金調達により純資産の部の資本金等が増加いたしますが、資本金等と純資産の部の利益剰余金のマイナスを相殺することにより、利益剰余金のマイナスを解消する予定です。具体的な減資の時期につきましては、総会后、減資公告等の手続きを経て、平成 26 年 11 月中には減資手続きを完了する予定です。

また、当社グループといたしましては、本件増資の後に減資を行うことと、対外的な利益計画を確実に達成し利益を獲得することにより配当を実施したいと考えております。具体的なスケジュール及び手続きといたしましては、当事業年度である平成 26 年 6 月期（平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日）及び来期平成 27 年 6 月期上期（平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日）において獲得した利益を分配可能額に算入し、来期（平成 27 年 6 月期）の平成 26 年 12 月 31 日を決算日とする臨時計算書類の作成を行い、平成 27 年 2 月中旬に開催予定の取締役会において、当該計算書類及び平成 26 年 12 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（中間配当）の決議を行いたいと考えております。当該剰余金の配当（中間配当）を決定した際には、別途リリースを行う予定です。

## 記

### 1. 本新株予約権無償割り当ての概要

#### (1) 本件資金調達の目的等

当社グループは、平成 23 年 11 月の WWB 株式会社（以下「WWB」という）との株式交換によるグループ化以降、IT 事業、建設機械販売事業を基盤に、再生可能エネルギー関連事業である太陽光（ソーラー）発電事業に本格的に参入し、平成 19 年 9 月の上場以来低迷を続けておりました業績の回復に努めてまいりました。

また、昨年（平成 25 年）9 月には、「中期経営計画」（平成 24 年 7 月から平成 27 年 6 月まで）を策定し、成長の著しい再生可能エネルギー市場における当社グループの優位性と競争力を確保するため、基盤事業となる IT 事業・建設機械販売事業と当社グループの業績を牽引する太陽光（ソーラー）発電事業とのシナジーの最大化、ならびに受注から納品、工事施工、アフターフォローまでワンストップで行えるサービスの拡充をすることで、さらなる成長を期しているところでございます。

そして、前述の戦略的施策等の効果もあり、当期に入ってから順次課題の解消に至っており、平成 25 年 6 月期には「財務報告の内部統制に係る重要な不備」の解消（平成 23 年 6 月期より当該不備が発生）、同年 8 月には「継続企業の前提に関する注記」の記載の解消

(平成 23 年 6 月期より記載)、平成 24 年 11 月には、当社単体におきましても平成 22 年 6 月期より発生しておりました債務超過状態を解消し、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載の解消(平成 23 年 6 月期より記載)に至っております。当社といたしましては残る経営課題のなかでも大きなものとなっている「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定解除のための審査申請書の提出に向け注力してまいります。

このような状況の下、当社グループが中期経営計画にて計画したとおりの更なる成長を実現するためには、中期経営計画にも記載のとおり、成長の牽引となる太陽光(ソーラー)発電事業を確実に推進することが重要と認識しております。そのためには、足元で発生している太陽光(ソーラー)発電事業の急成長(取引量の急増)による資金需要及びメガソーラー建設費用の調達(詳細は後記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等(2) 調達資金の使途」を参照)の資金需要に適切に対処することが重要であると認識しております。

資金調達方法としては様々な方法を検討いたしましたが、後記「1.(2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、本資金調達方法を選択するに至りました。

また、調達する資金の額については、約 500,000 千円を想定しておりますが、調達する資金の額及び資金の使途については、後記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等(2) 調達資金の使途」に記載のとおり、完全子会社 WWB への長期貸付として 250,000 千円、メガソーラー建設費用として 250,000 千円を計画しております。本件を実施し、株主及び投資家の皆様に本新株予約権を行使して頂くことにより手元資金の拡充を図り、当社グループの事業拡大を一層加速させることが企業価値向上に貢献するものと考えております。

ところで、当社は平成 23 年 11 月 29 日において当社と WWB との株式交換の効力が生じたことに伴い、同日より当社株式は、有価証券上場規程第 603 条第 1 項第 6 号(関連規則は同規程第 601 条第 1 項第 9 号 a)に該当することとなり、「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」に入っております。しかしながら、平成 27 年 6 月 30 日までの猶予期間入りから 3 年間のうちに、当社株式が新規上場審査基準に準じた基準(以下「基準」といいます。)に適合すると認められた場合には、猶予期間入り銘柄から指定解除されることとなります。

一方、猶予期間の最終日となる平成 27 年 6 月 30 日までに基準に適合しているか確認できない場合は、その翌日から監理銘柄に指定されます。猶予期間終了後、最初の有価証券報告書提出日から起算して 8 日目(休業日を除く)までに基準に適合しているかどうかの審査に係る申請を行わない場合には、上場廃止決定による整理銘柄への指定が行われ、1 カ月の整理売買期間を経た後に、上場廃止となります。

なお、猶予期間最終日以降も、上場廃止とならない限り、当社の株式の取引は従前どおり行うことができます。

「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間」入り銘柄の指定解除のための審査の申請にあたっては、東京証券取引所に対し同取引所の取引参加者である証券会社による確認書の提出が必要となります。現時点の状況としては、当該審査に関する指導助言を受ける証券会社を選定し、平成 26 年 1 月 21 日にコンサルティング契約を締結いたしております。ただし、同契約は確認書の作成が約束されたものではなく、当社としては今後、当該証券会社に確認書の作成を要請していく方針です。以上のとおり現状は申請へ向けた準備段階に入っております。今後は全社一丸となって、猶予期間入り銘柄の指定解除に向け尽力してまいります。

なお、猶予期間中にも関わらず、本件ライツ・オファリングによる資金調達を行う理由につきましては、詳しくは後記「4. (2) 調達資金の使途」に記載しておりますが、平成 26 年 6 月期下期の当社グループにおける太陽光（ソーラー）事業につきましては、現時点の受注ベースで概ね平成 25 年 8 月 14 日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成する見込みであり、直近の事業状況としましても、太陽光（ソーラー）発電事業の業績が好調で、太陽光（ソーラー）の平成 26 年 2 月 10 日公表の平成 26 年 6 月期第 2 四半期において、太陽光（ソーラー）事業の売上高は 1,032,681 千円（前年同期比 166.12%）の増収となっており、取引の規模が想定以上に急拡大しており、太陽光（ソーラー）における事業拡大に伴い、ソーラーパネル等商材購入費の資金需要に加え、同市場の拡大に伴いメガソーラー発電所のメンテナンス需要も増加しているため、当該需要を獲得するため、当社のメンテナンスサービス向上を目的としたメガソーラー発電所自社建設費用にも資金需要が生じております。なお、本資金調達を行わなかった場合には、現時点の太陽光（ソーラー）受注ベースですと、WWB 株式会社において平成 26 年 4 月末に約 124,000 千円資金ショートが起こる見込みとなっており、資金繰りの関係により現時点で見込んでいる太陽光（ソーラー）の受注を計画どおり行えず失注する可能性があり、平成 25 年 8 月 14 日に公表しております連結通期予想の売上高を達成する事が困難となる可能性が生じてくるものと考えております。具体的な調達目的は以下のとおりです。

(i) 当社の太陽光（ソーラー）事業のビジネスモデルにおける投資時期の期限

当社グループにおける太陽光（ソーラー）のビジネスモデルは、短期では太陽光（ソーラー）発電所の建設に必要な部材・商材の販売とメガソーラーの建設を行い、中長期的には当該発電所のメンテナンスサービスにより収益を獲得していくものであります。今後の太陽光市場については、株式会社矢野経済研究所が平成 25 年 9 月 24 日に発表した「国内太陽発電システム市場に関する調査結果 2013」において、将来予測として（以下、引用）

「今後の国内太陽光発電システム市場のうち、住宅用太陽光発電システム市場は、これまで市場拡大を牽

引してきた既築住宅向け販売は、販売ターゲットとなる既築住宅数が減少することや、システム販売事業者がより売上単価の大きな容量 10~50kW の産業用システムの販売に営業リソースをシフトさせることから伸び悩むと考える。ただ、新築住宅向け販売については順調に搭載率が上昇すると予測することから、市場規模は2013年度7,506億円から2020年度には8,010億円(いずれもエンドユーザ販売金額ベース)に拡大するものと予測する。一方、公共・産業用太陽光発電システム市場については、2014年度までは急拡大するものの、その後は固定価格買取制度の買取条件の悪化やシステム設置場所の不足等のため急激に縮小すると考える。市場規模は2013年度の1兆5,175億円から2014年度には2兆2,905億円に拡大するものの、2020年度には2,007億円(いずれもエンドユーザ販売金額ベース)まで縮小すると予測する。住宅用、公共・産業用を合わせた国内太陽光発電システム市場の市場規模は、2013年度の2兆2,681億円から2014年度には3兆159億円まで拡大するも、2020年度には1兆17億円(いずれもエンドユーザ販売金額ベース)と2012年度実績を下回るレベルにまで縮小すると予測する。」と記載されております。

当社といたしましても、今後の太陽光(ソーラー)市場において、電力の固定価格買取制度の買取条件の悪化やシステム設置場所の不足により、太陽光(ソーラー)発電事業による採算が取れないケースや土地の候補地を確保できないケースが増えるため、近年で競争が激化すると考えております。そのため、現時点で受注している案件及び受注案件候補をいかに失注せずに受注できるか、また、当社が経済産業省より設備認定を受けている案件を施工できるかが平成25年8月14日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成することだけではなく、将来のメンテナンスサービスによる収益を獲得するための基盤となることにつながるものと考えております。また、将来の太陽光(ソーラー)発電所のメンテナンスサービス市場において当社の優位性を確立するためにはメンテナンスサービスの向上を図る必要があるところ、自社で発電所を運営することでメンテナンス効率を上げるために必要な発電所のデータ取得や発電所運営のノウハウを蓄積することが可能となるため、できるだけ早期に自社建設を行うことが必要と考えております。当社グループの資金を充実させることにより、資金不足による失注を回避でき、引合い案件を最大限に受注し、メンテナンスサービス獲得に向け事業活動を行っていくことが可能となり、短期的だけではなく、中長期的に企業価値の向上につながるものと考えております。

(ii) 手元資金不足の解消により、多くの太陽光(ソーラー)案件に着手できるようにすること

現状においては、手元資金不足のため、太陽光(ソーラー)部材・商材の販売案件と太陽光(ソーラー)発電所の建設案件に対応ができていない状態でございます。特に、太陽光(ソーラー)発電所の建設案件につきましては、茂木敏充経済産業相は平成26年2月14日付の閣議後会見で、太陽光発電の設備認定を受けたのに事業を開始しようとしめない事業者について「認定の取り消しも含め、適切に対応することが必要だ」と述べており、経済産業省は平成25年度内にも太陽光発電用の土地と設備を準備していない事業者の認定を取

り消す方針の意向を示しております。潜在的に当社が経済産業省より設備認定の認可を受けている案件が、当社の事業拡大のための資金不足により長期間工事の着工が出来ない場合においては、認定が取り消される可能性がございます。そのため、資金調達後に順次、上記案件に着手していく所存です。

なお、具体的な資金使途の詳細につきましては、「後記4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載のとおりであります。本新株予約権の行使に際しましては、上場廃止のリスクや資金調達の目的、資金使途等を吟味のうえ、ご判断をいただきますようお願い申し上げます。

## （2）他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法の選択理由

当社は、株主の皆様への利益に配慮しつつ、かつ後記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

### ① その他の資金調達方法の検討について

#### A. 銀行借入れ

銀行借入れについては、資金の最も有力な資金調達手段ではあるものの、現在の当社の借入金の残高状況や財務内容等を総合的に鑑みれば、追加融資を引き受ける金融機関が存在するとは考えにくく、資金調達方法の候補から除外することといたしました。なお、国内での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと認識しております。

#### B. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等を鑑み、また、現在の当社の株式流動性及び時価総額等の状況では、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考えにくく、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

#### C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当て増資は、(i) 特定の第三者にのみ割り当てることになることから、広く既存株主の皆様へ株式等の取得の機会を提供することができないこと、及び、(ii) 本件において調達を予定する資金の額及び当社の時価総額等を鑑みると、割当て予定先以外の既存株主の皆様における株式価値の希薄化の影響が大きくなることから、本件プロジェクトに係る資金の調達方法の候補として、必ずしも望ましい手法ではないと判断するに至りました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の株主割当増資は、株主の皆様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様における株式価値の希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的であることから、株主の皆様の利益及び株式価値希薄化の影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと判断するに至りました。

E. コミットメント型ライツ・オファリング

コミットメント型ライツ・オファリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オファリングのスキームの一形態）は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達しないこととなるリスクを低減できるという利点がありますが、上述の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性及び時価総額等の状況では、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考えにくく、現時点においては資金調達手法として選択することは現実的ではないと判断するに至りました。

② 本資金調達方法（ノンコミットメント型ライツ・オファリング）のメリット及びデメリット

上記「(1) 本資金調達の目的等」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オファリング（ノンコミットメント型）の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

（メリット）

A. 株主への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様には保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、株主の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行

使を希望されない株主が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「① その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行」に記載のとおり、第三者割当てによる資金調達においては、既存の株主に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

#### C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

本新株予約権は東京証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能にします。その結果、市場を通じて株式を取得する新たな株主の増加、新株予約権の行使による新株の発行に伴う発行済株式総数の増加、及び当社の株式の流動性の向上が見込まれます。

(デメリット)

#### A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主等の行使状況によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本書及び本日公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL: <http://www.realcom.co.jp/>）等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただくことで、対処してまいる所存です。

以上のことから、当社といたしましては、本資金調達方法こそが、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

## 2. ライツ・オフアリングの内容

### (1) 無償割当ての方法

平成 26 年 3 月 20 日（木）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合でリアルコム株式会社第 17 回新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第 277 条）の方法により割り当てます。



(2) 新株予約権の内容等

① 新株予約権の名称	リアルコム株式会社 第 17 回新株予約権
② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権 1 個あたり、当社普通株式 0.5 株
③ 新株予約権の総数	3,514,200 個 ※ 1 株主確定日における当社発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数を控除した数 ※ 2 上記の数は、平成 26 年 3 月 11 日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込みの数であります。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	1 株（2 個）につき 350 円
⑤ 新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
⑥ 新株予約権の権利行使期間	平成 26 年 4 月 24 日（木）から平成 26 年 5 月 19 日（月）まで
⑦ 新株予約権の株主の行使条件	本新株予約権の一部行使はできないものとします。
⑧ 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め	本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
⑨ 新株予約権の当社の取得事由	本新株予約権には、取得条項は付されていません。
⑩ 新株予約権の行使請求の方法	(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行い

	<p>ます。</p> <p>(2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p>
⑪ 外国居住株主による本新株予約権の行使について	<p>本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされません。</p>
⑫ その他投資判断上重要又は必要な事項	<p>(1) 当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします。（自己株式による交付は予定しておりません。）</p> <p>(2)本書面並びに平成 26 年 3 月 11 日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL:<a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a>）等を熟読されたうえで、株主又は投資家ご自身の責任においてご判断ください（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。）。</p> <p>(3) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>

※各株主における本件手続きの詳細につきましては、平成 26 年 3 月 11 日付公表の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/ 上場型新株予約権の無償割当）に関するご説明（Q&A）」（URL: <http://www.realcom.co.jp/>）をご参照ください。

### 3. ライツ・オファリングの日程

日程	内容
平成 26 年 3 月 11 日（火）	取締役会決議

	有価証券届出書提出 総株主通知請求
平成 26 年 3 月 19 日 (水)	有価証券届出書による届出の効力発生日 (予定)
平成 26 年 3 月 20 日 (木)	株主確定日 (予定) ※本新株予約権の割当対象とする株主確定日
平成 26 年 3 月 24 日 (月)	本新株予約権無償割当の効力発生日 (予定) 本新株予約権上場日 (予定) (東京証券取引所より後日発表)
平成 26 年 4 月 9 日 (水)	本新株予約権の株主割当通知書の送付日 (予定)
平成 26 年 4 月 24 日 (木) から 平成 26 年 5 月 19 日 (月) まで	本新株予約権行使期間 (予定) ※行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず株主又は投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。
平成 26 年 5 月 13 日 (火)	本新株予約権上場廃止日 (予定) (東京証券取引所より後日発表)

#### 4. 調達する資金の額及び資金の用途等

##### (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
614,985,000	21,200,000	593,785,000

(注)

1. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成 26 年 3 月 11 日現在の当社発行済株式総数 (当社が保有する当社株式の数を除きます。) を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、業務委託報酬 (アドバイザー料) 12,500,000 円、証券事務代行 2,400,000 円、印刷代 1,500,000 円、その他諸費用 4,800,000 円 (弁護士報酬 300,000 円、登記費用 3,000,000 円、口座管理機関への事務手数料 1,500,000 円) からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。最終的な調達金額及び資金用途につきましては後日改めて開示いたします。
5. 業務委託先 (アドバイザー) について  
本件において、アドバイザーとして EVOLUTION JAPAN 証券株式会社に依頼を行っております。

業務委託先 (アドバイザー) の概要

① 名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
------	------------------------

② 所在地	東京都渋谷区渋谷 3-29-24 エボリューション フィナンシャルセンター
③ 代表者	代表取締役社長 田原 弘之
④ 業務内容	金融商品取引業

## (2) 調達資金の使途

本件による資金調達額は、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場等を通じて本新株予約権を購入した投資家の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権が行使され、行使比率が 84.76% となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約 521,200,000 円、発行諸費用の概算額が約 21,200,000 円、差引手取概算額が約 500,000,000 円となった場合における手取金の使途について記載しております。なお、最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な使途	支出予定金額	支出予定時期
① 完全子会社 WWB への長期貸付 ～ソーラーパネル等商材購入費	250,000,000 円	平成 26 年 4 月～ 平成 26 年 6 月
② メガソーラー発電所自社建設費用	250,000,000 円	平成 26 年 7 月～ 平成 26 年 12 月
合計	500,000,000 円	—

### ① 完全子会社 WWB への長期貸付～ソーラーパネル等商材購入費

当社グループは、平成 23 年 11 月に株式交換により WWB を完全子会社化し、太陽光（ソーラー）事業に参入しております。「1. 本新株予約権無償割り当ての概要（1）本件資金調達の目的等」に記載のとおり、直近では当該事業の業績が好調で、太陽光（ソーラー）の平成 26 年 2 月 10 日公表の平成 26 年 6 月期第 2 四半期において、太陽光（ソーラー）事業の売上高は 1,032,681 千円（前年同期比 166.12%）の増収となっており、取引の規模が想定以上に急拡大しておりますし、平成 26 年 6 月期下期の当社グループにおける太陽光（ソーラー）事業につきましては、現時点の受注ベースで概ね平成 25 年 8 月 14 日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成する見込みであります。また、昨年の平成 25 年 8 月 21 日に WWB が建設業免許を取得した事により、太陽光（ソーラー）商材販売のみであった引合い案件が、太陽光（ソーラー）発電所の工事案件の追加により、太陽光（ソーラー）案件数が増加しただけでなく、太陽光（ソーラー）案件規模の金額が拡大しております。当社グループにおける太陽光（ソーラー）のビジネスモデルは、短期では太陽光（ソーラー）発電所の建設に必要な部材・商材の販売と建設を行い、中長期的には当該発電所のメンテナンスサービスにより収益を獲得していくものであります。そのため、現時点で受注している案件や受注案件候補をいかに失注せずに受注できるかが、平成 25 年 8 月 14 日に公表しております連結通期予測の売上高の当該事業における売上高を達成することだけではなく、将来のメンテナンスサービスによる収益を獲得する

ための基盤となることにつながってまいります。

当社の資金繰り計画では、子会社(WWB)ベースで平成 26 年 4~6 月における現金収入約 760,000 千円に対し現金支出約 1,030,000 千円となり、約 270,000 千円の資金を手当てすることが必要となっております。当面、手元資金を考慮し 250,000 千円程の資金があれば、前述に記載のとおり失注することなく引合い案件を受注することができると考えております。

当初は WWB において銀行借入による資金調達を考えておりましたが、既に平成 25 年 12 月末時点で多額の借入金 259,272 千円及びリース債務 76,396 千円が WWB にあるため、WWB の取引銀行から新規融資を受けることは困難な状況です。そのため、当社からの長期貸付金として融資を行う形にいたしました。当社の WWB に対する融資の時期といたしましては、平成 26 年 4 月~6 月を想定しており、WWB による支出予定時期も同様でございます。また、調達する商材は、主に、太陽光（ソーラー）パネル、ケーブル、架台や接続箱等の太陽光（ソーラー）発電を行うために必要な商材であります。

## ② メガソーラー発電所自社建設費用

当社グループは、今後 20 年間に渡り売電収入を得る事を目的とするメガソーラー発電所を自社で建設しようとしています。また、将来の太陽光（ソーラー）発電所のメンテナンスサービス市場において当社の優位性を確立するためにはメンテナンスサービスの向上を図る必要がありますが、自社で発電所を運営することでメンテナンス効率を上げるために必要な発電所のデータ取得や発電所運営のノウハウを蓄積することが可能となるため、できるだけ早期に自社建設を行うことが必要と考えております。当社グループの資金を充実させることにより、資金不足による失注を回避でき、引合い案件を最大限に受注し、メンテナンスサービス獲得に向け事業活動を行っていくことが可能となり、短期的だけではなく、中長期的に企業価値の向上につながるものと考えております。

自社で発電所を建設し運営するメリットとしては、(i) 今後 20 年間に渡り安定的に売電利益が得られるので、長期的に安定したキャッシュフローを得られること、(ii) 自社で発電所を運営することにより、発電量や発電効率のデータが取得できるため、実績に基づいた営業・販売活動が行えることや、発電所運営のノウハウが蓄積できること、(iii) (ii) で得たノウハウを元に太陽光(ソーラー)発電所のメンテナンスサービス提供に必要なサービスの向上を図ることができることです。データやノウハウを取得し、将来の太陽光（ソーラー）発電所のメンテナンスサービス市場において当社の優位性を確立するためにはできるだけ早期に自社建設することが必要と考えております。太陽光（ソーラー）市場の動向として、「1. 本新株予約権無償割り当ての概要（1）本件資金調達の目的等(i)当社の太陽光（ソーラー）事業のビジネスモデルにおける投資時期の期限及び(ii)未着手の引合い案件を本資金調達により行う事」に記載のとおり、太陽光（ソーラー）の売電単価は年々減少傾向にあり、経済産業省へ設備認定を受けて売電単価が確定しているものについても、長期間工事を行わないと経済産業省より当該認定の取り消しの可能性がございます。当社

は現在までに経済産業省へ設備認定の申請を複数行っており、複数の申請に対し当該認定を受けておりますが、前項目①に記載の理由のとおり、資金不足であることから、現在建設が行えておりません。当社といたしましては太陽光（ソーラー）市場の動向と太陽光（ソーラー）発電所の自社建設の必要性を鑑みると、現時点で自社建設を行う事がよいと判断しておりますので、自社建設のための資金調達が必要との判断に至りました。

具体的な計画といたしましては、約1～1.5MW（メガワット）規模のメガソーラー発電所を1か所、建設する予定でございます。発電所の規模によって資金需要の金額は異なりますが、1MW規模と仮定すると200,000千円を見込んでおります。候補地は複数あり、それぞれの候補地にて、2013年度の売電単価が適用となるよう、経済産業省への「再生可能エネルギー発電設備認定申請書」の提出及び各電力会社への「発電設備の接続検討申込書」の提出を平成25年12月中旬に完了しており、また、それぞれの候補地について土地の地権者様との当該土地の賃貸証明書（土地の地権者が当該土地を当社に対し賃貸をする用意があることを証明する書類）を取得しております。現在、それぞれの候補地について提出した書類の各許認可が下りるのを待機しておりますが、仮に上記許認可が全て得られた場合、上記候補地に適用される売電価格は1KWあたり36円（税抜き）であり、買取期間は20年になります。許認可が得られた候補地から、収益性や建設難易度等を基準に建設する判断を行ったうえで、今回の資金調達と投資資金を鑑みながら、最終的な候補地を決定してまいります。仮に1MW規模の候補地を建設すると、着工予定時期は平成26年7月以降の予定で、総工事期間は5か月を見込んでおります。適用される売電価格1KWあたり36円（税抜き）の場合の収益シミュレーションをしたところ、初年度は赤字になりますが、2年度目以降は黒字になる見込みで、会計上では売電収入は年間平均36,300千円、売電コストは年間平均20,400千円、税引前で年間15,900千円の利益が見込めることとなり、非キャッシュ費用を除いた10年目までの平均キャッシュフローベースにおける現金流入額は22,300千円となる見込みのため、投資資金は約9年で回収できる見込みとなり、10年目以降は投資金額に対しプラスとなる見込みでございます。現時点では資産除去債務の金額について詳細な見積りを行うことが出来ておりませんが、仮に投資金額の5%程度を上限とし資産除去債務を計上しても、十分に投資資金を回収できる計算になります。従いまして、1MW規模のメガソーラー発電所を自社建設で行った場合、投資金額200,000千円に対し売上総額約726,000千円が見込め、それに対する総コストは約418,000千円（資産除去債務を含む）、税引前で308,000千円の粗利となり、税引前で年間平均15,400千円の粗利が見込めます。投資利回りは年7.7%（税引前）の見込みとなっております。

なお、現時点で各申請者はWWBとなっておりますが、候補地を1か所確定後に当該候補地の各申請書を当社に名義変更を行う予定です。したがって、当社が施主となり、WWBが当該発電所の建設に係る部材・商材の調達、設計・施工を行い、完成後は当社が当該発電所のメンテナンスを行い、売電収入を得ることを予定しています。しかしながら、状況によっては、WWBが施主となる可能性もあり、その際は改めてお知らせいたします。

- (注) 1. 当社は、本件の行使比率が 84.76%に達しない場合には、①完全子会社 WWB への長期貸付～ソーラーパネル等商材購入費、②メガソーラー自社建設費用の順に優先的に資金を充当してまいります。その場合、現状では「1. 本新株予約権無償割り当ての概要 (1) 本件の目的等 (2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、他の資金調達が現実的では無いため、他の代替手段による資金充当は行わない予定です。
2. 本件の行使比率が 84.76%を超過した場合、②に充当する予定で、当該調達規模に合わせて自社建設を行う発電所の規模を変更いたします。
3. ②のための調達資金が予定金額に満たなかった場合も、当該調達規模に合わせて自社建設を行う発電所の規模を変更いたします。また、125,000 千円 (※新株予約権の行使比率が 64.43%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約 396,200 千円、発行諸費用の概算額が約 21,200 千円、差引手取概算額が約 375,000 千円となった場合における手取金の使途において、①完全子会社 WWB への長期貸付～ソーラーパネル等商材購入費へ 250,000 千円を資金充当した後に②メガソーラー自社建設費用に充当予定となる金額) に満たなかった場合には、当該計画を中止いたします。その場合、半分を上場再審査費用等に充当し、残りを WWB へ融資を行い、太陽光 (ソーラー) の商材購入等の運転資金に資金充当する予定です。この場合、詳細は別途開示を行う予定でございます。
4. 今回調達した資金について、上記①と②の資金使途に対して実際に支出するまでは、当社銀行預金口座にて管理することとしております。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等 (2) 調達資金の使途」に記載した資金使途を予定しており、収益力の拡大を図り、既存事業の補完並びに今後の成長基盤を確立することによって中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としているため、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本件は株主の皆様の利益に資するものと考えております。

#### 6. 発行条件の合理性

本新株予約権の発行条件につきましては、当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個を割り当てること、本新株予約権 1 個の行使により当社普通株式 0.5 株を交付すること、また、行使価額につきましては、1 株当たり 350 円 (本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の終値 40.7 %) とすること、としております。

なお、本新株予約権の発行決議日前営業日である平成 26 年 3 月 10 日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の株価終値である 859 円に対して 40.7%、直近 1 ヶ月間の株価終値の単純平均値 812 円に対して 43.1%、直近 3 ヶ月間の株価終値の単純平

均値 899 円に対し 38.9%、直近 6 ヶ月の株価終値の単純平均値 865 円に対して 40.5%にあたります。

上記のとおり、本新株予約権の行使価額は市場における株価と比較した場合、相当程度ディスカウントされたものとなっておりますが、条件決定に際しては、以下の点を踏まえ総合的に判断しております。

- ・他社において実施された過去のノンコミットメント型ライツ・オファリングの実例
- ・当社の資金需要、業績動向、財務状況
- ・当社の株価変動性を考慮した上で、円滑な権利行使が行われるような権利落ち後の想定株価に対する行使価額の水準

また、本件は、当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、本件のライツオファリングという資金調達方法が、既存株主の皆様が、本新株予約権の行使又は売却によって、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部または一部を補う機会が得られる特性を備えていること等を総合的に勘案し、本件の発行条件は合理的であると考えております。

#### 7. 業績に与える影響

現在のところ、平成 25 年 8 月 14 日に発表いたしました平成 26 年 6 月期の通期連結業績予想につきましては、変更はございません。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が確定した場合又は生じた場合は速やかに開示いたします。

#### 8. 潜在株式による希薄化情報等

平成 26 年 3 月 11 日現在における当社の発行済株式総数は 3,514,400 株であり、そのうち当社が保有する当社自己株式の数は 200 株であります。当自己株式については、ライツ・オファリングによる本新株予約権の割り当てを行う予定はございません。従って、割当対象となる株式総数は 3,514,200 株、新規に発行した上で交付する当社普通株式数は 1,757,100 株となり、当社発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は 49.99%となります。本新株予約権は各株主が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成 26 年 3 月 20 日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主につきましては、平成 26 年 4 月 9 日（水）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書を、各株主がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に郵送する予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主につきましては、当該株主が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されま



す。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、さらに、東京証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 3 月 11 日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	3,514,400 株	100.00%
現時点における潜在株式数	279,800 株	7.96%
現時点における自己株式数	200 株	0.00%
本新株予約権に係る潜在株式数	1,757,100 株	49.99%

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

#### 9. 主要株主の権利行使予定について

当社は、当社の主要株主でもある当社代表取締役龍潤生及び当社取締役巖平より、今回の新株予約権無償割当により、同人に割当てられることとなる本新株予約権の権利行使等の予定について概ね以下の説明を受けております。

- ① 本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有することとなる本新株予約権については、割当個数について全てを行使する意向であり、その行使による払込総額は代表取締役龍潤生が約 212,432 千円、取締役巖平が約 65,257 千円となる予定である。
- ② 上記①に記載された本新株予約権の行使については、同人の手持ち資金は使用せず、同人が保有する当社普通株式の処分によって得た資金を充当する予定である。
- ③ 但し、上記②に記載された、同人の保有する当社普通株式の処分については、本日以降、本件の行使期間満了日までの当社普通株式及び本新株予約権の市場価格及びその見込みによっては、全部又はその一部が行われえない可能性がある。

したがって、同人の保有する当社普通株式の売却状況並びにそれらの見込みによっては、同人に割り当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、本日現在においては同人による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況になります。なお、より具体的な投資方針又はその結果につきましては、当社にて確認出来次第、適宜開示をしていく予定です。

#### 10. 各株主のお取引について

本新株予約権が割り当てられた株主におきましては、本新株予約権の行使による当社株式の取得又は東京証券取引所等を通じた売却のいずれかの方法がございます。

本新株予約権の行使は 1 個から可能であるため、単元未満株式を取得することとなる行使（例えば 100 個の新株予約権を行使し、50 株の当社普通株式を取得して頂くこと）は可

能です。但し、行使を行った後の保有株式数が 100 株単位とならない場合、当該株式は単元未満株式となり、議決権が制限されるほか、市場での取引も制限されますので、ご注意ください。

また、本新株予約権について、奇数の個数の権利行使をされた場合、1 株に満たない端数株式が生じることとなり、その端数株式は切り捨てられ、お支払頂いた行使代金の一部を事実上放棄することになりますので、ご注意ください。

なお、外国居住の株主につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させて頂くこととなります。外国居住の株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、

- (i) 外国居住株主の行使を認めた場合に履行する必要がある特定外国の当局に対する登録等の手続に係る費用及び時間が極めて大きな負担となること。
- (ii) 1933 年米国証券取引法を例にとると、米国居住者株主による新株予約権の行使による株式取得の勧誘は同法上の募集 (offering) に該当するため、原則として米国 SEC への登録(registration)が必要になること。また、米国からみると当社は **foreign private issuer** (有価証券を米国内で米国内投資家に発行する外国企業) に該当することとなるが、**foreign private issuer** である当社は、上述した登録原則の免除を受けるため **Rule801(17CFR230.801 Exemption in connection with a Rights Offering)**の適用を申請することが可能であること。しかし、**Rule 801**には、登録原則の免除を受けるための要件として、①**Eligibility of issuer** (発行者が外国の **private issuer** であること)、②**Limitation on US ownership** (米国株主が保有する株式数が発行済株式総数の 10%以下であること)、③**Equal treatment** (米国居住株主が他の株主に提示されたのと同条件に従いライツオファリングに参加すること)、④**Informational documents**(当社がライツオファリングに関して開示した文書の英訳を公表の翌営業日までに **Form CB**として米国 SECに提出すること)、⑤**Eligibility of securities** (ライツオファリングにおいて行使を勧誘される証券の種類が、米国居住株主が保有する証券と同一クラスのエクイティ証券であること)、⑥**Limitation on transferability of rights**(**Regulation S(230.901-230.905)**に定める場合以外の方法により、ライツを譲渡することが禁止されていること)の 6 つの要件を充足する必要があり、この **Rule801** の利用については、上記④に係る当社の金銭的負担が大きいことが予想されること。
- (iii) 1933 年米国証券法が定める上場規則以外にも、可能性としては、米国証券法と同等かそれ以上に厳格な規制を採る海外の法制が存在していることはあり得ることであり、仮にそのような海外規制が存在する場合、当該規制の適用を回避する必要性

があることは、米国の証券の場合と何ら変わりなく、しかも、そもそもそうした海外規制が存在しているかどうかということは詳細な法的調査をしなければ確たることは分からないため、そうした海外規制の適用を確実に避けるためには、本件で適用があり得る海外の証券法制を網羅的に確認し裏付けをとることが必要になるが、このようなことは現実的には非常に困難であり、円滑な資金調達に支障を来す結果となること。

(iv) 本件においては、仮に外国居住株主の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること。

に鑑み、最終的に当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

なお、かかる検討に際しては、小笠原六川国際総合法律事務所（東京都千代田区）より本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないと解することができる旨の意見を取得しております。

#### ※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使にかかる株主（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供頂き、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認出来た場合は、当該株主につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせて頂く場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行って頂くこととなります。

上記の例外的措置を希望する外国居住の株主につきましては、まずは事前に当社の問合せ先（03-6864-4001）までお電話でご相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

#### 11. 本新株予約権の買付け希望の株主並びに投資家について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主並びに投資家につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社までお問い合わせください。お取引先の証券会社で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合には、他の証券会社に新たに口座を開設

していただく必要があります。詳細につきましては、平成 26 年 3 月 11 日公表の「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q & A）」（URL: <http://www.realcom.co.jp/>）をご参照下さい。

また、本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させて頂く予定でございます。

## 12. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

### （1）最近 3 年間の業績（連結）

	平成 23 年 6 月期	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期
売上高（千円）	700,071	1,336,370	2,303,314
営業利益又は営業損失（△）（千円）	△120,325	92,067	205,274
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△120,325	52,419	115,472
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△23,814	31,226	116,652
1 株当たり純資産額又は 1 株当たり純損失金額（△）（円）	△21,652.47	10,381.08	14,394.02
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額（△）（円）	△1,472.60	1,203.10	3,415.90
1 株当たり配当金（円）	—	—	—

### （2）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

#### ・第三者割当による第 15 回新株予約権の発行

割当日	平成 24 年 3 月 27 日
調達資金の額	70,000,000 円（差引手取概算額 65,000,000 円）
行使価額	1 株につき 18,000 円
募集時点における発行済株式総数	32,344 株
当該募集による潜在株式数	2,800 株
現時点における行使状況	2,800 株
割当先	MW 投資事業有限責任組合
発行時における当	WWB における事業進捗に伴う仕入資金、リアルコムにおける季節的

初の資金使途	資金需要、その他グループとしての流動性の確保
発行時における支出予定時期	平成24年3月28日から平成25年3月27日
現時点における充当状況	上記資金使途において、当初の予定とおり充当しております。なお、現時点において未充当資金はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 過去3年間の状況(期末)

	平成23年6月期	平成24年6月期	平成25年6月期
始値(円)	19,850	18,400	31,900
高値(円)	20,000	19,700	35,000
安値(円)	19,800	18,000	31,900
終値(円)	19,800	18,220	34,900

② 直近6カ月の状況

	平成25年 10月	平成25年 11月	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月
始値(円)	782	835	930	1,100	811	802
高値(円)	1,030	953	1,280	1,148	873	907
安値(円)	700	753	850	811	675	754
終値(円)	850	877	1,047	826	828	859

(注) 1. 当社は平成26年1月1日付で1株を100株に分割しているため、平成25年10月、11月及び12月の株価の状況につきましては、株式分割調整後の価格を記載しております。

2. 平成26年3月の株価については平成26年3月3日から同年3月10日までの期間のものを示しております。

発行決議日前営業日における株価

	平成26年3月10日
始値(円)	828
高値(円)	907
安値(円)	828
終値(円)	859

以上

※ご注意

本書（参考書面を含みます。）は、当社の第 17 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成 26 年 3 月 11 日付提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読されたうえで、株主又は投資家ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

## 【ご参考】

### 第 17 回新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の名称

リアルコム株式会社 第 17 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

#### 2. 本新株予約権の割当ての方法

会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当ての方法により、平成 26 年 3 月 20 日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

#### 3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。

#### 4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成 26 年 3 月 24 日

#### 5. 本新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式 0.5 株とする。

##### (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個当たり 175 円とする。

②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの財産の価額は、350 円とする。

##### (3) 本新株予約権の行使期間

平成 26 年 4 月 24 日から平成 26 年 5 月 19 日までとする。

##### (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### (5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(8) 本新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 1

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の 7 営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株



予約権の行使について制限がなされる。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以上